

亀山市告示第68号

亀山市予防接種県外接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市予防接種県外接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市予防接種県外接種費助成金交付要綱（平成30年亀山市告示第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日等)</u> 1 この告示は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に接種した予防接種について適用する。 <u>(失効)</u> 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。	附 則 この告示は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に接種した予防接種について適用する。 [項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

別表H i b感染症の部長期疾患：児童（10歳未満）の項中「（10歳未満）」を削り、同部乳幼児の項の次に次のように加える。

長期疾患：幼児	9,683円
---------	--------

別表小児用肺炎球菌の部長期疾患：児童（6歳未満）の項中「11,935円」を「12,760円」に改め、同表水痘の部乳幼児の項中「乳幼児」を「幼児（3歳未満）」に改め、同項の次に次のように加える。

長期疾患幼児（3歳以上）	9,790円
--------------	--------

別表BCGの部乳児の項中「11,770円」を「13,420円」に改め、同部長期疾患：幼児（4歳未満）の項中「（4歳未満）」を削り、「10,340円」を「

11,990円」に改め、同部の次に次のように加える。

DPT—I PV—H i b 5種混合	乳幼児	22,407円
	児童	20,152円
	長期疾患：児童・生徒（15 歳未満）	20,152円

別表DPT—I PV4種混合の部幼児の項中「幼児」を「児童」に、「11,990円」を「11,165円」に改め、同表不活化ポリオの部幼児の項中「幼児」を「児童」に、「10,835円」を「10,010円」に改め、同表DPT3種混合の部幼児の項中「幼児」を「児童」に、「6,501円」を「5,676円」に改め、同表DT2種混合の部幼児の項中「幼児」を「児童・生徒」に、「6,584円」を「5,759円」に改め、同表MRの部1期（乳幼児）の項中「（乳幼児）」を削り、同部2期（幼児）の項中「（幼児）」を削り、同表麻しん単抗原の部1期（乳幼児）の項中「（乳幼児）」を削り、同部2期（幼児）の項中「（幼児）」を削り、同表日本脳炎の部児童・経過措置の項中「経過措置」を「生徒・経過措置対象者」に改め、同表子宮頸がん予防の部児童・生徒・長期疾患（2価・4価）の項中「・長期疾患」を削り、同項の次に次のように加える。

長期疾患：児童・生徒 （2価・4価）	17,215円
-----------------------	---------

別表子宮頸がん予防の部児童・生徒・長期疾患（9価）の項中「・長期疾患」を削り、同項の次に次のように加える。

長期疾患：児童・生徒 （9価）	30,140円
--------------------	---------

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。